

デジタルマネーの不正取得に伴う 損失分担についての法的検討： 資金移動業者の提供する デジタルマネーを中心に

やまもとけいこ
山本慶子

要 旨

デジタルマネーの普及が進むなか、その不正取得の可能性も増している。仮に、デジタルマネー発行事業者（以下、「発行者」という。）が不正者による払戻しに応じ、当該払戻しが有効であると認められると、真の権利者がそれに対応するデジタルマネーを失う、すなわち損失を負担する結果となる。反対に、払戻しが無効であると認められると、発行者が損失を負担する結果となる。本稿は、こうした利用者と発行者の間における、デジタルマネーの不正取得に起因する損失分担にかかる規律およびそのあり方の分析を目的としたものである。

すでに、預金については、不正払戻し等に関する事例や議論の集積があり、無権限取引に起因した利用者と銀行間の損失分担は、民法 478 条および預金者保護法によって規律されることが明らかとなっている。本稿では、これらを手掛かりに、デジタルマネーと預金との異同を明らかにしつつ、デジタルマネーの不正取得等に起因する損失分担に適用される規律とその帰結を明らかにする。その結果、預金とデジタルマネーとでは適用される規律に違いがあること、加えて、不正取得されたデジタルマネーについても、その利用態様によって、適用される規律が異なることが明らかとなる。以上を踏まえ、今後のわが国における制度のあり方を探るために、欧米における制度を紹介し、若干の分析を行う。

キーワード： デジタルマネー、預金、不正取得、なりすまし、民法 478 条、表見法理、預金者保護法

.....
本稿の作成に当たっては、加毛明教授（東京大学）、田村裕子氏、金融研究所スタッフから有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

山本慶子 日本銀行金融研究所企画役補佐（E-mail: keiko.yamamoto@boj.or.jp）

1. はじめに

デジタルマネー¹については、その普及が進む一方で、第三者による不正取得、いわゆるなりすましの対象にもなりうる。デジタルマネーの不正取得に基づき発生しうる損失は、デジタルマネーの利用規約等において発行者の免責条項が設けられることが多い。例えば、不正アクセス等によって顧客に生じた損失について、発行者は一切その責任を負わない、または、故意または重過失がない限り一切その責任を負わない旨が定められている²。

2019年に公表された金融審議会「決済法制および金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告書では、事業者が自主的に行っている利用者との間の責任分担や補償について、統一的なルールを設けることが検討されたが、当面は、事業者による自主的な対応によるものとされた³。その際、無権限取引が行われた場合の対応に関して、事業者・利用者双方が無権限取引を防止するインセンティブを持つこととなるような、統一的なルールの整備をしていくことが将来的に目指すべき方向性の1つとして指摘されている⁴。

そこで、本稿では、デジタルマネーのうち、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の定める資金移動業者⁵の提供するデジタルマネー（以下、「デジタルマネー」という。）を取り上げ、デジタルマネーの不正取得のケースの法的帰結とその妥当性を分析し、望ましいルールにつき検討を試みる。

1 デジタルマネーの定義としては、発行者が存在するものであって、かつ、利用者が幅広い相手方（利用者または発行者の加盟店）に対して、代価の支払または送金等の目的で利用できるものを想定する。こうした定義としては、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会〔2024〕3～4頁。

2 コード決済に関する規定の事例をまとめた、一般社団法人キャッシュレス推進協議会〔2019〕2～3頁は、消費者契約法等によって事例集掲載の規定は全部または一部無効等にされる可能性があることを指摘している（コード決済の不正利用を論じたものとして、土肥〔2020〕）。消費者契約法（平成12年法律第61号）では、事業者の債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の全部を免除し、または事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項は無効となるとされる（同法8条1項1、3号）。また、事業者の故意・重過失による債務不履行・不法行為により消費者に生じた損害賠償責任の一部を免除し、または事業者はその責任の限度を決定する権限を付与する条項も無効となるとされている（同条1項2、4号）。この点、プラットフォーム運営事業者についてではあるが、その利用規約において、消費者契約法に反するにもかかわらず、ユーザからの賠償請求の抑止効果や交渉材料としての機能を期待して、完全免責条項がおかれている例があるといわれている。福岡〔2020〕34頁。本稿では、こうした規定については、消費者契約法によって全部または一部無効となることを前提として、それ以外の規定に関する検討を行う。

3 金融審議会〔2019〕15頁。

4 金融審議会〔2019〕15頁注29。

5 資金移動業とは、銀行等以外の者が為替取引を業として営むことをいい、登録を受けて資金移動業を営む者を資金移動業者という（資金決済法2条2、3項）。

2. デジタルマネーの不正取得——検討の対象

はじめに、本稿における検討の対象を明らかにしておく。デジタルマネーに対する不正行為としては、不正取得、偽造・改ざん、複製が想定されるが（詳細は、表「デジタルマネーにかかる不正行為の類型」参照）⁶、以下では、デジタルマネーにかかる ID（Identification）⁷ や PW 等の認証情報の不正取得⁸（いわゆるなりすまし）⁹ によって、その利用者に損害が発生する場合を検討の対象とする。

また、不正取得にもさまざまな分類があるが、その分類の 1 つに、真の権利者と発行者の間の契約関係の有無がある。真の権利者と発行者の間に契約関係がないケース¹⁰では、利用規約が真の権利者に適用されない帰結となるが、以下では、議論の単純化のため、真の権利者と発行者の間に契約関係があるケースに対象を限定する。

次に、不正取得されたデジタルマネーの利用形態としては、(1) 払戻し、(2) 送金、(3) 加盟店での利用がある。より具体的に、真の権利者 X のデジタルマネーの口座に不正にアクセス（ID および PW を取得）した不正者 C が、(1) X の当該口座から払い戻した場合、(2) X の当該口座から C または第三者 Y に送金した場合、または、(3) 加盟店 Z で購入した商品にかかる代金債務の弁済にあてる場合がありうる。法的には、発行者の債務の弁済（払戻し）は有効かといった問題が生じる。この問題を判断するロジックとしては、民法 478 条（受領権者としての外観を有す

6 不正行為としては、利用者によるチャージ・フェーズ、送金フェーズ以外も想定され、デバイスにインストールされた決済サービス・アプリへの攻撃や決済事業者による不正も想定されうる。田村 [2022] 63～64 頁。チャージ・フェーズの不正行為が問題となった裁判例として東京高判平成 29 年 1 月 18 日金法 2069 号 74 頁、その評釈として青木 [2018]、笹川 [2020]。

7 一般に、特定の個人または法人をほかの個人または法人と識別するための手段のことを ID という。電子商取引において用いられる ID は、ウェブサイトの管理者等から発行される識別番号等によって構成されていることもあるが、利用者自身が ID として入力した電子メールアドレス等任意の数字または符号等が ID として用いられることがある。夏井 [2013] 87～88 頁。認証については、後掲脚注 47 参照。

8 より具体的には、利用者の PW の設定管理の甘さに付け込んだ入手（推測）、聞き出したはのぞき見による入手、他人からの入手、フィッシングサイトによる入手、インターネット上に流出・公開されていた識別符号（ID・PW 等）を入手、スパイウェア等のプログラムを使用して入手等（以上、窃用型）、セキュリティホール攻撃型が想定される。総務省・警察庁・経済産業省 [2024] 6 頁。

9 特定の ID の無権限使用が故意によりなされる場合のことを「なりすまし」と呼ぶのが通例とされる。夏井 [2013] 89 頁。

10 具体的には、第三者が、預金者の口座情報等を入手し、当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、預金口座と連携したうえで、預金口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることが考えられる。こうした事案の紹介を行ったものとして、今野 [2020] 6～7 頁、笹川 [2020] 16～18 頁。さらに、これを前提として、口座開設段階に本人特定するための取引時確認と、サービス利用の認証（利用者確認）を区別し、本人みなし条項の機能に着目した分析を行ったものとして、板倉ほか [2021]。

表 デジタルマネーにかかる不正行為の類型

類型	内容	具体例
不正取得	他のデジタルマネー保有者から、当該マネーを不正に（本人の意思によらずに）取得した場合 ⁽¹⁾ —— 不正取得の手法としては、主に認証情報（PW 等）の盗取（による複製）を想定	・X のデジタルマネーの口座に不正に（X の ID・PW やデバイスの盗取等により）アクセスした C が X の当該口座の残高から C（または Y）に 1 万円送金した（なりすましのケース）
偽造・改ざん ⁽²⁾	発行者以外の者が、デジタルマネーと同様または類似の機能を持つデータを不正に（発行者の承認を受けずに）作出した場合	・C が自身の「残高」を 1 万円増加させた ・C が「ID および残高」を偽造した
複製 ⁽³⁾	発行者以外の者が、デジタルマネーの真正なデータをコピーすることによってデジタルマネーと同様の機能を持つデータを不正に（発行者の承認を受けずに）作出した場合	・C が真正なデータを不正にコピーして自身の残高を 1 万円増加させた

備考：(1) 電子マネーに関する勉強会〔1997〕15 頁。

(2) 偽造とは、偽のデータを作り出すことを指し、改ざんとは、既存のデータの一部を不正に書き換えることを指すが、改ざんは偽造のための 1 手段であり、複製も用途によっては偽造に含まれるとされる。田村〔2022〕66 頁注 19。

(3) 電子マネーに関する勉強会〔1997〕15 頁。個々のデジタルマネーが額面金額、識別番号等の情報を持ち、それぞれを区別することが可能なものが前提とされている。すなわち、有価証券等では、無権限者による作成はすべて偽造であり、偽造と複製といった区別はないが、データについては、本物と偽物との区別がおよそ不可能な場合がある。他方で、個々のデジタルマネーに識別情報が付されていれば、データの真贋を判別できる場合がある。もっとも、データのコピーによって全く同一の識別情報を有するデータが作出された場合には、複数存在する全く同一のデータのいずれが偽物かを判別することはできない。

る者に対する弁済は有効とされる規定）の適用または民法 109 条等の類推適用（表見代理人との法律行為は有効とされる規定）の有無等が考えられる。

以上を踏まえ、本稿は次の順序で検討を行う。すでに、預金については、不正払戻し、不正送金・振込に関する事例や議論の蓄積があるところ、はじめに、本稿の分析の枠組みの基礎となる預金の不正払戻し等の扱いを整理する（下記 3 節）。次に、デジタルマネーについて、不正な払戻し、不正送金、加盟店での不正利用の順に、より具体的な利用形態を想定しながら、これらに対応する預金の取扱いとの比較検討を行いながら、その法的帰結および問題を分析する（下記 4 節）。以上を踏まえ、わが国における制度のあり方を検討するうえでの参考として、欧米における制度を紹介し（下記 5 節）、最後に、総括と若干の考察を行う（下記 6 節）。

3. 預金に関する不正払戻しに関する取扱い

(1) 民法 478 条に基づく処理と免責条項

イ. 銀行の預金払戻しと民法 478 条

預金¹¹ 契約とは、一般に、後日必要に応じて返還することをあらかじめ約して金銭を預ける契約（金銭消費寄託契約）とこれに付随する各種サービス等に関する委任契約等と解されている¹²。預金者は、預金契約に基づき、銀行に対して、預金払戻請求権を有しており、銀行は、当該請求に対する弁済として、預金の払戻しを行うものと解される。

預金の不正払戻しがなされた場合における真の権利者による銀行への責任追及としては、①不正者による払戻しは無効であることを理由とした預金契約に基づく払戻請求、②預金契約等の付随義務としての注意義務（保護義務）に違反したことを理由とした債務不履行に基づく損害賠償請求が考えられる¹³。そして、①の請求がなされた場合には、銀行からの抗弁として、銀行取引約款の免責条項の有効性あるいは民法 478 条の適用による預金債務の消滅の主張がなされることになる。

従来、預金の不正払戻しのケースでは、民法 478 条あるいは銀行取引約款の免責条項に基づき、銀行に過失がなければ預金の払戻しは有効であるとされてきた。判例¹⁴ は、受領権者としての外観を有する者¹⁵ に対する弁済が債務者の善意・無過失でなされた場合には、民法 478 条に基づき、債権者（預金者）の損害は補償されないと扱っている。銀行取引約款の免責条項は、民法 478 条の趣旨を明文化したものと解されており¹⁶、現在でも、免責条項は民法 478 条により免責されないものを免責させるものではないと解されている^{17, 18}。

11 預金には、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金等があるが、以下では、決済性預金（普通預金）の意味で用いる。

12 中田 [2005] 17 頁。最決平成 28 年 12 月 19 日民集 70 卷 8 号 2121 頁においても、「預貯金契約は、消費寄託の性質を有するものであるが…預貯金の返還だけでなく…委任事務ないし準委任事務の性質を有するものが多く含まれている。」と判示されている。預金契約と預金債権の区別について、中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会 [2010] 123～124 頁。

13 安平 [2022] 23 頁。

14 最判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 卷 4 号 337 頁。

15 表見受領者とは、「取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有する」者、すなわち、取引の観念から見て真実の債権者または受領権者らしい外観を有する者（債権の準占有者）とされる。潮見 [2020] 333 頁。

16 前田 [1979] 28 頁。

17 こうした解釈を示すものとして、たとえば、前田 [1979] 28 頁、神田・森田・神作 [2016] 107～108 頁 [岡本雅弘]。

18 民法 478 条は、債権者（真の権利者）からの履行請求を拒否することのできる抗弁権を債務者に与

また、判例は、民法 478 条の適用範囲を拡大してきており¹⁹、預金については、無権限者に対する弁済であっても同条の適用を認めるに至っている²⁰。

ロ. 銀行の善意・無過失

民法 478 条の定める弁済者の主観的要件としては、平成 29 年改正（債権関係）前の民法では、善意のみが求められていたが、判例によって、無過失も求められるに至った（最判昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 卷 9 号 1809 頁）。同改正後の民法では明文で善意無過失が求められることになった。

銀行が免責されるために必要な無過失の内容については、これを示した最高裁判決がある。1 つは、平成 5 年最高裁判決である（最二小判平成 5 年 7 月 19 日金法 1361 号 29 頁）。同判決では、銀行の設置した現金自動支払機を利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても、銀行が預金者に交付した真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号が入力された場合には、銀行による暗証番号の管理が不十分であった等の特段の事情がない限り、銀行は、免責約款により免責されると解するのが相当とされている。

もう 1 つは、平成 15 年最高裁判決である（最三小判平成 15 年 4 月 8 日民集 57 卷 4 号 337 頁）。同判決では、銀行は、機械払い（現金自動入出機から預金通帳またはカードを使用し暗証番号を入力すれば預金の払戻しを受けられる方法）システムの設置・管理の全体について、無権限者による払戻しを排除できるように注意義務を尽くす必要が示されている。すなわち、銀行が注意義務を尽くしたといえるためには、同システムが全体として、可能な限度で無権限者による払戻しを排除できるように組み立てられ、運営されるものであることが必要とされている。その際には、同システム利用者の過誤を減らし、預金者に暗証番号等の重要性を認識させることも、注意義務に含まれると解されている²¹。

以上の判例により、銀行が民法 478 条による免責を主張するために必要な無過失の判断においては、システム全体の設計・運営の仕方が考慮されるという「システム上の過失」が認められたといわれている²²。

えたにとどまり、債権者（真の権利者）は、表見受領権者（不正者）に対して、不当利得返還請求または不法行為を理由とする損害賠償請求によって、みずからの被った損失・損害の回復を図ることになるとされる。潮見 [2020] 332 頁。

19 神田・森田・神作 [2016] 110 頁〔岡本雅弘〕。変遷について、池田 [1990]。

20 そもそも、無権限取引は、その効果を本人に帰属させられず、民法 478 条による弁済の有効性（約款の免責条項の適用）を主張しうるのかは問題となりうる。この点、詐称代理人も債権の準占有者であるとした最高裁判決があり（最決昭和 37 年 8 月 21 日民集 16 卷 9 号 1809 頁）、無権限者への弁済は、弁済としての効力を有しないはずであるが、上記最高裁判決によって、無権限者に対する弁済についても民法 478 条によって有効とされることとなった。

21 潮見 [2020] 338 頁。

22 能見・山下 [2008] 65 頁。

ハ. 債権者の帰責性の要否

通説においては、債権者の帰責性は、民法 478 条適用のための要件とは解されていない²³。その理由としては、債務の弁済は迅速かつ簡便に行われるべきとの要請があり、債権者の保護は、弁済者の無過失の判定を厳格にすることで対処すべきこと等があげられている²⁴。

これに対し、民法 478 条の場合にも、表見代理（または表見法理）と同様、権利の存在を信じて弁済をした者の保護のみならず、権利を失う債権者の外観作出についての帰責性を要求すべきであるとの立場もある²⁵。

(2) 2006 年預金者保護法の概要

2003 年以降、キャッシュカードによる不正払戻しが多発したことを背景に、キャッシュカードを用いた現金自動支払機（Automatic Teller Machine: ATM や Cash Dispenser: CD）での払戻し²⁶について、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（平成 17 年法律第 94 号。以下、「預金者保護法」という。）により、次の扱いがなされることとなった。

まず、偽造カード等による払戻しについては、民法 478 条の適用を排除し（預金者保護法 3 条）²⁷、預貯金者の故意、または、金融機関（同法 2 条 1 項における金融機関を指す。以下同じ。）の善意無過失かつ預貯金者の重過失によって行われたときのみ²⁸、その効力を有するものとされた（金融機関の免責される場合を限定。同法 4 条）。

23 我妻 [1964] 280 頁。しかし、潮見 [2017] 215 頁は、債権者の帰責性を要求しないことを明言した最高裁判決はないと指摘している。民法 478 条が債権者の帰責事由を要件としない前提で、預金者保護法における帰責性の意義を検討したものとして、原 [2010]。

24 通説の理由付けを整理したものとして、潮見 [2017] 215～216 頁。

25 池田 [1990] 349 頁、潮見 [2017] 216 頁。篠塚・柳田 [1963] 6 頁。なお、潮見 [2017] 217 頁では、故意・過失という厳格な責任要件と同義ではなく、表見受領権限という外観の作出に債権者の行為が寄与していると評価するのが相当であるという程度の事情が認められればよいとされている。

26 預金者保護法 2 条 6 項。機械式預貯金払戻しとは、金融機関と預貯金者との間において締結された預貯金等契約に基づき行われる現金自動支払機（預貯金等契約に基づき預貯金の払戻しまたは金銭の借入れを行うことができる機能を有する機械をいう。）による預貯金の払戻し（振込にかかる預貯金者の口座からの払戻しを含む。）をいうとされている。預貯金の預入れの機能がついている ATM（自動預金預払機）だけでなく、預貯金の引出ししかできない CD（現金自動支払機）による場合も適用がある。高見澤・齋藤・野間 [2006] 45 頁。

27 ただし、真正カード等を用いて行われる機械式預貯金払戻し等には民法 478 条が適用される（預金者保護法 3 条但書）。この結果、真正カード等によるものであることを金融機関が立証しない限り、民法 478 条の適用を受けることができないとされる。石田 [2005] 22 頁。

28 銀行の善意無過失および預貯金者の重過失についての立証責任は、銀行に課せられていると解されている。高見澤・齋藤・野間 [2006] 59～60 頁。

次に、盗難カード等による払戻しについては、民法 478 条が適用されるが、預貯金者が盗取に気づいた後にその旨を金融機関に届出を行えば、預貯金者は通知の日から 30 日前までの間に行われた不正な払戻しの額に相当する金額の補填を金融機関に請求できるものとされた（預金者保護法 5 条 1 項。「損失補填請求権」²⁹と呼ばれる。）。ただし、金融機関が善意無過失であり、預貯金者に過失（軽過失）があったときは、補填の額は 4 分の 3 に減額され（同条 2 項）、金融機関が善意無過失で預貯金者に重大な過失があったときは、金融機関の補填義務は免除されることとなっている（同条 3 項）。

預金者保護法の評価として、民法 478 条の規律内容を実質的に変更するものと位置付ける見解や³⁰、民法 478 条のもとでは曖昧であるところを、場面に即して規律したものと位置付ける見解がある³¹。前者の見解では、預金者保護法は民法 478 条の適用を排除した特則であり、とくに預金者の帰責性³²を正面から取り込んだ弁済者の免責の規律であると評価される³³。これに対し、後者の見解では、従来の判例のもとでも預金者の帰責性を弁済者の過失判断の中で勘案する余地があり、預金者保護法は、民法 478 条のもとでも達成しうるものと評価される³⁴。

(3) 2008 年インターネット・バンキングによる不正な払戻しへの対応

インターネット・バンキングによる払戻しは、預金者保護法の対象となっていないが³⁵、2008 年公表の全国銀行協会申し合わせ「預金等への不正な払戻しへの対応について」³⁶がある。それによると、銀行はインターネット・バンキングによる不正な払戻しについて、銀行および預貯金者のいずれも過失がない場合であっても全額補償に応ずるとされている。預貯金者に過失・重過失がある場合には個別対応が

.....
29 当該請求権は法定の請求権であり、預金契約に基づく預金の払戻請求権（履行請求権）ではないとされる。潮見 [2020] 355～356 頁。

30 山田 [2009] 36 頁。

31 沖野 [2017] 29 頁。

32 ただし、この帰責性は、表見代理の規律（民法 109、110、112 条）において観念される帰責性とは具体的な内容が異なるべきであると指摘されている。山田 [2009] 37 頁。

33 預金については、免責約款または民法 478 条に基づく過失責任ルールを原則としながら、預金者保護法および自主規制により修正を図り、預金者に故意・重過失がない場合については、銀行が無過失であっても、銀行が損失を負担するルールを採用しているとの評価がある。大川・吉村 [2010] 6、17 頁。

34 沖野 [2017] 28～29 頁。

35 高見澤・齋藤・野間 [2006] 128 頁。

36 全国銀行協会 [2008]。また、当該申し合わせの解説は、岩本・辻 [2008] 参照。

予定されているが、具体的な補償基準は定められていない^{37,38}。

インターネット・バンキングにおいては、キャッシュカードや通帳等ではなく、ID と PW がこれらに代わる本人認証（利用者認証）の基本とされる³⁹。インターネット技術の進展とあいまって、不正の手口が高度化していることから、2016 年公表の全国銀行協会申し合わせ（全国銀行協会 [2016]）によって、ワンタイム PW の採用、パソコンのブラウザとは別の端末による取引認証、トランザクション認証の導入等も進められている⁴⁰。

4. 不正取得されたデジタルマネーの利用に関する取扱い

続いて本節では、デジタルマネーの検討に移り、以下では、不正取得されたデジタルマネーの 3 つの利用形態、(1) 払戻し、(2) 送金、(3) 加盟店利用に即して、その法的帰結を分析する。より具体的には、X のデジタルマネーの口座に不正にアクセスした C が、(1) X の当該口座から払い戻したケース、(2) X の当該口座から C または Y に送金したケース、(3) 加盟店 Z で購入した商品にかかる代金債務の弁済にあてるケースの順に分析を行う。

(1) 払戻しのケース

イ. 払戻しの態様

X のデジタルマネー口座に不正にアクセスした C が、当該口座から払い戻す方法としては、現金によって払い戻す方法⁴¹、真の権利者によって本人確認がなされたうえで登録された銀行口座に対して払い戻す方法がありうる。

ロ. 現金による払戻しの場合

不正者が現金による払戻しを行う場合には、あらかじめ、発行者によって指定さ

37 岩本・辻 [2008] 27～28 頁。以上は個人顧客に対する対応である。法人顧客については、全国銀行協会 [2014] が、補償の要否は各行の経営判断を踏まえて検討する旨の申し合わせを公表している。これを受けて各行は、1 回あたり 1,000 万円まで等の上限額はあるものの、法人顧客についても補償する旨の条項を約款に入れている。

38 なお、こうした銀行による負担の内容についても、民法 478 条の適用・類推適用から導かれうる範囲であるとの指摘も存在する。沖野 [2017] 29 頁。

39 山口・名藤 [2022] 26 頁。

40 全国銀行協会 [2016] 別紙 1 参照。

41 もっとも、資金移動業者アカウントからの現金の払戻しには一定の手数料が発生することが多い。後掲脚注 80 およびそれに対応する本文参照。

れた ATM において、スマートフォン（以下、「スマホ」という。）を用いて出金するといった方法がとられている⁴²。その際には、不正に入手した ID・PW と自身のスマホを用いる方法と、盗取したスマホを用いる方法がありうる。

（イ） 民法 478 条の適用

預金については、預金者は、消費寄託契約を中心とした預金契約⁴³に基づく預金払戻請求権を有しており、これに応じて、銀行が払戻しを行うすなわち弁済を行うことが前提となっていた。

デジタルマネーの発行者たる資金移動業者は、為替取引に用いられない資金を受け入れることはできない。このため、利用者と発行者の間には、消費寄託契約関係があると構成はできないと解されている⁴⁴。この点、資金移動業者の提供するデジタルマネーの分析を行ったデジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会[2024]によれば、資金移動業者が提供するデジタルマネーについて、利用者と発行者の間の契約関係とは、利用者の指図に基づき、発行者に開設した口座間の振替によって、資金の移転を実現するという事務を委託し、その事務の遂行のために必要な費用（送金資金）を前払いしているという委任契約関係⁴⁵があり、そのうえで、利用者が有する権利は、前払費用についての返還請求権または委任事務の履行請求権であると分析されている⁴⁶。この分析に基づけば、デジタルマネーの発行者は、利用者の前払費用の返還請求権の行使に対する債務の弁済として、資金の払戻しを行うことになるため、債務の弁済という意味では、民法 478 条の適用が可能であると考えられる。そこで、当該払戻しについて、デジタルマネーの発行者が、民法 478 条に基づく有効性を主張しうるかを検討する。

まず、判例・通説に従えば、不正者が民法 478 条における表見受領権者に該当し、発行者の善意無過失が認められる必要がある。不正者は指定された ATM においてスマホを用いた認証を行っていることをもって、表見受領権者に該当するとも考えられる^{47,48}。次に、発行者の善意無過失の内容については、上記 3 節（1）ロ．でみ

42 このような払出しを行う場合であっても、真の権利者は当該 ATM の運営銀行との間に預金口座を開設していることは求められていないため、同行との間で預貯金等契約を締結していない限りは、預金者保護法の適用はないと考えられる。

43 前掲脚注 12 およびそれに対応する本文参照。

44 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 8 頁。

45 このような分析を行うものとして、堀 [2022] 81 頁。

46 以上について、デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 8 頁。

47 預金口座開設の例ではあるが、取引時確認および認証（利用者確認）の機能を整理したものとして、板倉ほか [2021] 3 頁がある。認証には、サービスへアクセスする者がサービス利用を認められた者であるかを確認する機能があるとされる。また、インターネット上の金融関係サービスにおいては、本人ではない者が当該サービスを用いた場合にも、本人に効果を帰属させる条項（本人みなし条項）が定められることが通常であるとし、当該条項は、利用者確認された者が本人特定された者であるとみなすことについて、本人に了解させる働きがある旨指摘している。同 [2021] 5～6 頁。

48 仮に利用者確認の方法が簡便すぎると、発行者の注意義務が尽くされていたと評価されず、システ

た、預金に関する平成 5 年最高裁判決および平成 15 年最高裁判決に基づき、発行者につき、ATM による現金の払戻しというシステム全体の設計・運営において無権限者による払出しを排除できるよう注意義務を尽くしていたかどうかをもって判断されることが考えられる⁴⁹。

(ロ) 債権者の帰責性の考慮

上記は、民法 478 条の通説・判例に従った当てはめであるが、有力な学説にしたがい、債権者の帰責性を考慮する余地はある。また、預金者保護法は、債権者の帰責性に着目しつつ、その不正払戻しが偽造カードか盗難カードのいずれによってなされたかによって、異なる規律を用意している。預金者保護法を民法 478 条の規律を明確化したものと評価すれば、デジタルマネーについても参考になる点が多い。そこで、偽造と盗難を区別する同法の規律の趣旨を整理し、デジタルマネーにかかる民法 478 条の適用のあり方を検討したい。

(偽造の場合)

預金者保護法の制定過程では、キャッシュ「カードの偽造が、預金者の支配領域において、または、預金者の支配領域における第三者の行為が端緒となつて行われたような場合は、債務者〔筆者注：金融機関〕は、弁済を適切に行うためのシステムの設計・導入（設置）・管理の全体にわたり、注意義務を尽くしていたと判断されることは十分に考えられる。しかし、同時に、〔筆者注：一部略〕カードを偽造できるようなシステムを設計・導入（設置）したことに、注意義務が尽くされていないと判断することも、また可能である」とし、預金者保護法は、「このような問題状況を解決するために、債権者の故意または重大な過失（帰責性〔筆者注：一部略〕）を用いた」とされている⁵⁰。また、偽造カードの場合、「システム提供者たる金融機関の責任が重く、それゆえ預金者の帰責は限定的（故意・重過失）に解すべき」とされた⁵¹。

(盗難の場合)

盗難カード被害の際には、システムの正常稼働が前提となっており⁵²、多くの場

ム上の過失が認められ、また表見受領権者にも該当しないことになるだろう。

49 発行者の管理が原因で ID・PW が不正に流出する場合（前掲脚注 8 参照）には、発行者にシステム上の過失が認められるものと考えられる。

50 山田〔2009〕37 頁。

51 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ〔2005〕34 頁。カードや通帳が偽造されることのない仕組みを構築することについては、払戻しシステムを設定し、管理する金融機関が責任を負う事柄であるため、偽造カード等を用いた払戻し等がなされた場合には、金融機関の無過失を自ら立証できる事案はごく限られたものになると指摘されている。高見澤・齋藤・野間〔2006〕57 頁。

52 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ〔2005〕34 頁。

合、金融機関の善意無過失が認められると考えられた⁵³。また、盗難カード被害は、窃盗の一類型としての側面があり、その態様は広く（空き巣、車上荒らし、ロッカー等からの盗難、すり、置引き、ひったくり、強盗、脅迫等）、預金者の帰責性も一様ではないとされた⁵⁴。このため、盗難のケースでは、民法 478 条の適用による個別処理ではなく、損失補填請求権による処理が制度化されることになった。これは、過失責任の原則をベースとしつつも、預金者・金融機関の公平性に十分配慮した方針を定めること、および、負担が大きい個別の過失認定を行う場合を限定するのが適当と考えられた結果とされている⁵⁵。

（デジタルマネーについての当てはめ）

預金者保護法が前提としているキャッシュカードの偽造とは、磁気記録を不正に読み取るスキミングであった⁵⁶。キャッシュカードの磁気記録には預金者の ID が記録されており、ATM の利用時には、ID の記載されたキャッシュカードによる所持認証と自らが管理する PW による認証が求められる。ところが、デジタルマネーの場合には、その利用者認証には、キャッシュカードのような有体物が必ずしも必要とされない仕様もあり⁵⁷、ID・PW のみによって行われる仕様も多い。しかし、データそのものである ID・PW の複製は容易であり、真正か偽造かという区別自体が適当ではないこともある⁵⁸。

こうしたことから、キャッシュカードの偽造手法として想定されていたスキミングは、デジタルマネーについては、ID・PW の盗取とそれによる複製に相当するといえる。

もっとも、ID・PW の盗取が、本人の支配領域を端緒とするものか、発行者の支配領域を端緒とするものかという視点は、債権者の帰責性を考慮するうえでは有用である。本人の支配領域において、または同領域における第三者の行為が端緒となって ID・PW が盗取される場合には、システム自体は正常に稼働している可能性が高く、盗難発生に関する発行者の過失は極めて限定的である。同時に、盗難発生に関する利用者の過失についてはさまざまな可能性がある。これに対し、発行者に対するハッキング攻撃による ID・PW の流出（盗取）等が生じた場合には、そのよ

53 金融機関にとっては、盗難発生の真偽さえ知りえない場合がほとんどであり、かつ、盗難発生に関する過失は極めて限定的と指摘されていた。偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ [2005] 37 頁。

54 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ [2005] 34 頁。

55 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ [2005] 38 頁。この点、預金者保護法は預貯金者の過失の程度に応じた補填の減額措置を設けており、これらの主張がなされる場合には、個別に過失認定を行う負担は残ることになる。

56 以上、山田 [2005] 53 頁および注 1。

57 スマホを利用するデジタルマネーの場合、端末情報を利用者認証に用いるケースが一般である。

58 英数字等の組み合わせからなる ID・PW の場合はこれに該当する。他方で、指紋や虹彩といった生体情報による認証の場合には偽造が観念されうる。

うな ID・PW の管理、認証システムの設計において、発行者は注意義務を尽くしていないと判断される可能性がある。

このように、民法 478 条を適用する際に、発行者の過失の有無のみによってその免責の可否を判断するよりは、債権者の帰責性も考慮する方が、より公平で肌理細やかな処理を実現しうと考えられる。とくに、債権者たる利用者の過失も要件として求めていくことは、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引上げにつながり、損害自体の発生予防にも資すると考えられる。しかし、過失認定を個別に行うことの社会的コストは高い。事業者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方が無権限取引を防止するインセンティブを有する制度の検討が求められるといえる。

ハ. 銀行口座への出金および銀行口座からの払戻し

不正者がデジタルマネー口座から払戻しを行う 2 つ目の方法は、銀行口座への出金である。不正者は、デジタルマネー口座から銀行口座への払出しを発行者に対して指図し、当該銀行口座から払戻しを受けることになる。このとき、銀行口座からの払戻しを受けるには、不正者が、真の権利者のデジタルマネー口座の ID・PW を有していることに加えて、その銀行口座にかかる偽造カード等も有している必要がある。

不正者の行為は、「デジタルマネー口座に紐付けられた銀行口座への払出しを発行者に対して指図する行為」と、「銀行口座から払い戻す行為」に分けられる。そして、前者については、デジタルマネー口座の残高を前払費用とした銀行口座への資金の移転という発行者に対する委任事務であると解することができる（かかる行為が無権限者によってなされた場合の詳しい扱いについては下記 4 節（2）参照）。無権限者によってなされた取引の場合には本人に効果が帰属しないが、続く発行者と銀行の関係、銀行と受取人との関係には影響はないと考えられる⁵⁹。その結果、いったん、受取人（本人）について銀行に対する預金債権の成立が認められる。こうした場合、本人は、発行者に対し、自らの権利（デジタルマネー口座の残高）の回復を主張するか、銀行に対して、自らの銀行口座から不正な払戻しがなされたとして預金者保護法の適用を主張することが考えられる⁶⁰。

このとき、仮に、預金者保護法のもとで銀行が損失を負担することになったとしても、別途、発行者は銀行との契約関係上、不正な払戻しがなされるシステムを設計・導入したことに注意義務を尽くしていないと判断される可能性もある。その場合には、預金者との関係では銀行が負担することとなった損失を、銀行と発行者との間で分担することも考えられる。銀行と発行者との間の契約による特段の定めが

.....
59 詳細は、後掲脚注 71、72 およびそれらに対応する本文参照。

60 本人が預金者保護法の適用を主張する場合には、無権限取引を追認することになると考えられる。

ない場合には、銀行による発行者に対する上記の注意義務違反に基づく債務不履行責任の追及が考えられる。

反対に、預金者保護法のもとで銀行が損失を負担しないことになったとしても、発行者は利用者との契約関係上、不正な払戻しがなされるシステムを設計・導入したことに注意義務が尽くしていなかったと判断される可能性もある。こうした場合には、利用者は、発行者に対して上記義務違反に基づく債務不履行責任を追及することが考えられる。

(2) 送金のケース

イ. 振込・送金と払戻し

X のデジタルマネーの口座に不正にアクセスした C が、当該口座から C 自身の口座または第三者 Y の口座に送金することが考えられる。なお、送金先の口座は同じ発行者に開設されたデジタルマネー口座を想定する。

すでに、預金については、不正な振込は払戻しと同視してよいか、ひいては民法 478 条のもと債務の弁済といえるかは、一個の問題たりうるとの指摘がなされている⁶¹。実務では、振込と払戻しは区別されることなく扱われているが⁶²、その背景には、民法 478 条は預金取引に関する紛争を処理するための包括的な条項であって、免責条項もそうした包括性を基礎に置いたものとする理解があると指摘されている⁶³。

以下では、振込が民法 478 条の債務の弁済に該当しうるかについて分析し⁶⁴、そのうえで、デジタルマネーの送金について検討を行うこととする。

ロ. 不正振込と民法 478 条

振込は、預金者と銀行間の振込依頼契約に基づくものである。その契約内容とは、振込依頼人が、仕向銀行に対して、委任事務処理に要する費用の前払い（民法 649 条）として振込資金を交付し、被仕向銀行に受取人が有する預金口座に預金債権を成立させることを委託し、仕向銀行は受任者として振込依頼人の振込依頼を実

61 沖野 [2017] 1 頁注 1。

62 沖野 [2017] 1 頁注 1。

63 中舎 [2007] 13 頁。渡邊 [2019] 38 頁、安平 [2022] 23 頁も同旨。

64 なお、インターネット・バンキング・サービスを用いた不正振込が問題となった下級審裁判例はある（東京高判平成 18 年 7 月 13 日金法 1785 号 45 頁・東京地判平成 18 年 2 月 13 日金法 1785 号 49 頁、大阪地判平成 19 年 4 月 12 日金法 1807 号 42 頁、東京高判平成 29 年 3 月 2 日金判 1525 号 26 頁）。しかし、いずれの事案も、インターネット・バンキング・サービスの利用規定上の免責条項の有効性が争点となり、判決によっては、振込と払出し、振込と民法 478 条の関係は明らかにされていない。

行すべき義務を負うものと解されている⁶⁵。そして、振込のためには、上記のような振込依頼のほか、その資金を顧客の銀行口座から引き落とすことが必要となる⁶⁶。

こうした理解を共通認識としながら、振込と弁済（払戻該当性）の関係については2つの見解がある。まず、振込資金を銀行口座から引き落とすことは弁済に相当するが、資金移動に関する契約に基づく債務の履行は弁済ではないとの見解である⁶⁷。この見解に立てば、権限のない者が依頼した振込ないし送金契約については、なりすましの場合も含め、本来は無権代理の問題であり⁶⁸、資金移動に関する契約の部分の有効にするためには、表見代理が成立する必要があるとされる⁶⁹、⁷⁰。

この見解に従うと、次のような帰結が考えられる。そもそも、無権限取引は、その効果を本人に帰属させることはできないというのが民法における原則であり（例えば、民法113条1項）⁷¹、その効果を本人に帰属させられなかったとしても、仕向銀行・被仕向銀行間の契約、被仕向銀行（または仕向銀行）・受取人間の契約には影響はない⁷²。受取人は、被仕向銀行（または仕向銀行）に対する預金債権を取得し、仕向銀行は、受取人に対して不当利得返還請求権を有することになる。こうし

65 森田〔2000〕153～156頁。これに対して、仕向銀行は一定の成果の実現を保証するという意味で請負契約的であるとする見解がある。岩原〔2003〕74頁。

66 能見・山下〔2008〕64、69頁。森田〔2000〕153頁。

67 能見・山下〔2008〕69頁。

68 ATM等により預金口座から振込を行う場合、預金者または預金者から権限を与えられた代理人しか振込委託を成しえないとする基本契約が金融機関と預金者の間に存在し、無権限者による振込は無権代理として扱われる（預金者に効果を帰属させられない）のが自然であるとする。岩原〔2003〕185頁。

69 能見・山下〔2008〕69頁。この点、岩原〔2003〕187～192頁は、(i) 一般原則としては、代理や表見代理によって本人が拘束されない限り、無権限者によってなされた資金移動は本人を拘束しないとすべきであり、(ii) ただし、取引上合理的なレベルのセキュリティ認証を経た引出指図や振込委託であることを、それを受信した善意・無過失の銀行が立証した場合には、原則として本人を拘束する、(iii) 銀行による上記立証がなされた場合であっても、本人の側が自らの支配領域の外に無権限取引の原因があったことを立証すれば、本人は無権限指図に拘束されないとされるべき、(iv) 消費者の場合には、以上の一般原則は適用せず、損失負担を原則銀行とすべき（預金者に故意過失がある場合を除く）とする。池田〔1990〕348頁においても、銀行における振込取引をはじめ、電子的資金移動一般についての無権限取引に関する立法が望ましいと指摘されている。

70 民法478条の解釈として、サービス提供機関の善意・無過失だけではなく、顧客の帰責性も要件とする立場にたてば、表見代理類推適用構成による場合と要件面ではさしたる違いはなく、むしろ安定的に積み上げられた判例法理を覆し、表見代理類推適用法理の採用は難しいとの指摘もある。渡邊〔2018〕65頁。その一方で、電子商取引一般におけるなりすましについては、表見代理規定の適用を認める見解が多い。学説の状況について、臼井〔2014〕65～67頁。また、経済産業省〔2022〕68～75頁（I-3）。

71 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会〔2010〕132～137頁。

72 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会〔2010〕136～137頁。また、無権限者による振込依頼の場合、仕向銀行の被仕向銀行に対する為替通知は有効である（それに基づいて受取人の預金債権は成立する）としても、仕向銀行は、その為替通知によって受取人の預金債権を成立させたことの効果（出捐）を振込依頼人に帰属させることはできないのが原則であるとされる。森田〔2008〕8頁。

た扱いが原則であるが、仮に、資金移動に関する契約部分に表見代理（民法 109、110、112 条類推適用）が成立すれば、本人に資金移動の効果が帰属し、仕向銀行は免責される帰結となる⁷³。なお、表見代理が成立するには、相手方の善意・無過失および本人の帰責性が必要である^{74、75}。具体的には、仕向銀行が不正者に代理権があると信じ、信じるべき正当事由があれば（利用者たる本人にその帰責性がある等）、その依頼の効果が本人に生じると考えられる。

以上に対し、もう 1 つの見解は、消費寄託契約関係に着目し、被仕向銀行による第三者に対する支払い（第三者名義の口座に対する入金記帳）は、決済資金の返還債務の履行に含まれるとの解釈⁷⁶である。振込依頼には、支払委託という準委任契約の関係のほかに、決済資金の提供・預託という消費寄託契約の関係があるとし、支払指図に基づいて依頼人が指示する第三者に対して支払いを行うまでは、決済資金の預託関係は存続すること、第三者に対する支払いは消費寄託契約の関係からみれば、決済資金の返還債務の履行としての側面を有するという解釈である⁷⁷。こうした解釈からすると、被仕向銀行による第三者に対する支払いについても、仕向銀行による決済資金の返還債務の履行にあたるとして民法 478 条が適用される可能性があり、その場合の帰結は、上記 3 節でみた銀行の預金払戻しの場合の帰結と異ならないと考えられる。

ハ. デジタルマネーの送金

デジタルマネーについては、預金について分析されたような消費寄託契約に相当する部分が存在せず、もっぱら資金移動に関する委任契約のみが存在すると考えられている。こうした解釈にたてば、振込における第三者に対する支払いは、消費寄託契約関係を基礎とした決済資金の返還債務の履行の側面を有するとして民法 478

73 民法は、無権代理行為の効果を当然に無効なものとして確定せず、さまざまな調整の道具を用意しており、その 1 つに、本人と無権代理人の間に、外観上代理権の存在を信じさせるような特定の事由があり、相手方の代理権に対する信頼が保護に値すべき場合につき、とくに、有権代理人の行為と同様の効果を生じさせ得るものとしている（民法 109、110、112 条の表見代理）と説明されている。河上 [2007] 454～455 頁。

74 表見法理は、本人・真正権利者が責任を負わされてもやむをえない事情と相手方の保護に値する信頼という 2 つの要素を中核として、静的安全と動的安全の調整を行うものと解されている。河上 [2007] 500 頁。ただし、本人への帰責の正当化根拠としては複数あり、いずれによるかで考慮すべき要素ひいては要件、導かれる効果も異なりうる。仮に、その要件として、(i) 代理権授権の表示、(ii) 代理権の範囲内の行為であること、(iii) 相手方の善意無過失が求められるならば、本稿が問題とする局面においては、(i) 代理権の表示すなわち利用者認証と、(iii) 発行者の善意無過失が問題となりうる。

75 表見代理制度は、取引の相手方が当該第三者に代理権があると誤認した場合の規定であり、なりすましの場合に直接適用されるものではないが、判例は、代理人が直接本人の名で権限外の行為を行い、その相手方がその行為を本人自身の行為と信じたことに正当事由がある場合、民法 110 条の類推適用を認めている（最二小判昭和 44 年 12 月 19 日民集 23 卷 1 号 2539 頁）。

76 森田 [2000] 153～155 頁。

77 森田 [2000] 153～155 頁。

条の適用を認める解釈は、消費寄託契約関係の認められない資金移動デジタルマネーについては採用し難い帰結となる。

上記 4 節 (2) ロ. で見た 1 つ目の見解のとおり、デジタルマネーの資金移動に関する部分は委任事務の履行であって、無権限取引として処理をすべきものと解される。無権限取引は、その効果を本人に帰属させられないのが原則であり、発行者・受取人間の契約には影響がないが、発行者は、受取人に対し不当利得返還請求を行いうる⁷⁸。真の権利者が、口座残高の回復を発行者に請求した際には、発行者が自ら行った委任事務の履行につき、表見代理の成立を主張するには（資金移動が有効と認められるためには）、発行者の善意無過失および本人の帰責性⁷⁹が求められる。これらが認められる場合には、表見代理が成立し、発行者の委任事務の履行は有効となり、その場合には、本人が受取人に対して不当利得返還請求権を有することになる。

(3) 加盟店利用のケース

X のデジタルマネーの口座に不正にアクセスした C が、X の口座残高を、加盟店 Y での売買取代金の債務の弁済にあてることが考えられる。現実にも、不正者が換金性の高い商品を加盟店で購入し、これを売却して現金にかえるといった方法によるデジタルマネーの不正利用があるといわれており⁸⁰、分析の必要性が高い。

不正者がデジタルマネーを加盟店での代金の弁済にあてるための法律構成については、大別すると 2 通りあると考えられる⁸¹。

第 1 は、加盟店も資金移動業者に口座を開設した利用者の 1 人である場合である。この場合には、加盟店は顧客たる利用者からデジタルマネーの移転を受け、もってその代金債務の弁済とするという構成となる。よって、この場合の帰結は、送金と同様と考えられる（上記 4 節 (2) 参照）。

第 2 は、利用者および発行者間、発行者および加盟店間について、規約等に基づく契約関係がそれぞれ存在し、それによって加盟店での代金の弁済にあてるための法律構成が規律されている場合である⁸²。例えば、加盟店と利用者との間の売買取

78 さらに、発行者は、悪意の受取人に対しては、現存利益に限られない返還請求を行いうる（民法 704 条）。

79 インターネット・バンキングによる不正送金の事例について、例えば、コンピューターウイルス対策をしなかったために暗証番号等の本人確認情報が盗取されるような事態を招いたことをもって本人の帰責性が肯定され、システムの安全性や本人確認情報の管理に有効な方法をとって可能な限度で無権限者による取引の排除をするようにしてきたこと等は相手方の正当事由になると解するものがある。渡邊 [2018] 65 頁。

80 今野 [2020] 10 頁。

81 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 9 頁注 27。

82 デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会 [2024] 9 頁注 27 では、第三者型前払式支払

引から生じる代金債務の弁済について、デジタルマネー口座から代金債務相当額を引き落とし、その資金を加盟店の銀行口座へ振り込むこと等を関係者間の規約等で合意している場合である。こうした仕組みを分析するにあたっては、利用者が加盟店での代金の支払いにカードを利用した時点で、利用者の預金口座から代金相当額が引き落とされる仕組みであるデビットカード⁸³が参考になる。デビットカードについては、利用者規約や加盟店約款といった約款が公表されていることから、以下ではデビットカードの仕組みと契約内容を明らかにし、デジタルマネーの加盟店での利用の法律構成と不正取得に適用される規律の分析を試みる。

イ. デビットカードの加盟店利用にかかる法律構成

(イ) デビットカードの種類

デビットカードには、日本電子決済推進機構のジェイデビットカード（J-Debitカード）と国際ブランドのついたデビットカードがある。両者は、利用できる加盟店の範囲、利用する決済システム（全銀システムを通じた銀行間決済か国際ブランドが提供する決済システムか）、取引の仕組み（加盟店が顧客に対して有することになる売買取引債権を債権譲渡の方式により譲渡する先が、加盟店銀行かカード会社）において異なっている。以下では、議論の単純化のためジェイデビットカードを前提とする（なお、以下では、とくに区別する場合を除き、ジェイデビットカードの意味で「デビットカード」の用語を用いる。）⁸⁴。

(ロ) デビットカードの契約関係と仕組みの概要

デビットカードの仕組みの概要は、以下のとおりである⁸⁵。まず、デビットカードの仕組みを支える契約関係は、(i) 利用者とカード発行銀行の間の契約（デビットカード取引規定。以下、「取引規定」という。）、(ii) 加盟店と加盟店に対して決済サービスを提供する加盟店銀行との契約（以下、「加盟店規約」という。）、(iii) 決済システムの利用契約（以下、「金融機関決済約款」という。）から成り立っている⁸⁶。なお、(i) の前提として、利用者とカード発行銀行との間には預金契約関係

手段を用いた加盟店での弁済に準じるという構成があげられていた。

83 小塚・森田〔2018〕51～52頁。

84 なお、ジェイデビットカードのスマホ決済サービスに BankPay がある。BankPay は、利用者が加盟店でスマホをかざして、利用者のスマホに表示された QR コードを加盟店端末で読み取ること、または、加盟店端末等に表示された QR コードを利用者のスマホで読み取ることにより、各金融機関の預貯金口座から直接代金を支払うことを可能とする。

85 日本デビットカード推進協議会法務委員会〔2000a〕参照。ジェイデビット加盟店規約については、金融法務事情 1576 号に掲載。以下これによっている。

86 金融機関の合意形成の方法としては、各金融機関に金融決済委員会に対する合意書を差し入れさせることにより行われている。詳細は、日本デビットカード推進協議会法務委員会〔2000h〕56頁。なお、加盟店と金融機関のデータ交換には CAFIS（Credit and Finance Information System）と呼ばれるネットワークサービスがあり、これが中継センターとして利用されている。日本デビットカード推進協議会法務委員会〔2000b〕52頁。

がある。

まず、加盟店についてみると、その顧客が、売買取引に基づいて加盟店に対して負担する債務（売買取引債務）を、顧客の預金口座からの引落とし等によって支払う旨の契約の申込みを、デビットカードを提示して行うときは、加盟店は当該顧客とかかる内容の契約（以下、「デビットカード取引契約」という。）を締結するとされる（加盟店規約 2 条 1 項参照）⁸⁷。

次に、顧客についてみると、暗証番号の入力時に加盟店の端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で、売買取引債務を預金口座の引落としによって支払う旨の契約（デビットカード取引契約）を締結する（取引規定 3 条 1 項前段）⁸⁸。当該デビットカード取引契約が成立したときは、顧客は、カード発行銀行に対する売買取引債務相当額の預金の引落としの指図、および、当該指図に基づいて引き落とされた預金による売買取引債務の弁済の委託がなされたものとみなされる（同規定 3 条 1 項後段）。これを加盟店サイドから見ると、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されたときは、売買取引債務の弁済がなされたものとして扱うことに合意している（加盟店規約 3 条 3 項）⁸⁹。そして、上記電文が端末機に表示されないことを解除条件として、顧客に対する売買取引に基づく債権を、加盟店銀行等に債権譲渡の方式により売却することとされている（加盟店規約 8 条）^{90, 91}。この売却に伴う代金の決済は、加盟店指定の金融機関口座への振込によって行われる（加盟店規約 10 条参照）。

カード発行銀行は、加盟店から売買取引債権の譲渡を受けた加盟店銀行から、売買取引債務の弁済受領権限を与えられており（金融機関決済規約 4 条 2 項）⁹²、顧客からの弁済の委託に基づいて、自らに対して弁済する⁹³。売買取引債務相当額の預金および売買取引債務はともに消滅し、カード発行銀行の加盟店銀行に対する弁済

87 日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000c] 40～42 頁。

88 日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000e] 51 頁。

89 日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000c] 42 頁。

90 デビットカードにおいて取引債権の売却という構成がとられているのは、即時決済性を確保し、発行者の倒産リスク等から加盟店を保護するためといわれている。日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000c] 43 頁。即時決済性を確保する仕組みについては、後掲脚注 93 およびそれに対応する本文参照。

91 加盟店は顧客に対する同時履行の抗弁権を喪失し、当該時点より商品の引渡義務を履行しなければならない。日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000c] 42 頁。デビットカード取引契約が成立したときは、顧客は、売買取引債務にかかる債権の譲渡に関して当該売買取引にかかる抗弁を放棄する旨の意思表示が、加盟店銀行および加盟店等に対してなされたものとみなされる（カード発行銀行は、当該意思表示を売買取引債務にかかる債権の譲受人に代わって受領する。デビットカード取引規定でおかれることが多い）。

92 日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000f] 21～22 頁。

93 民法 108 条 1 項但書。ここに即時決済が実現することになると説明されている。日本デビットカード推進協議会法務委員会 [2000e] 52 頁。

受領金の引渡債務のみが残る⁹⁴。

ロ. デビットカードの不正利用と民法 478 条

以上の仕組みを踏まえると、デビットカード利用者たる顧客とカード発行銀行の間には、預金契約関係すなわち消費寄託契約関係に加えて、カード発行銀行に対し、その預金口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する金額を引き落とすよう指図し、引き落とされた資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務を委託しているという委任契約関係があると解される。こうした理解に基づけば、消費寄託関係については民法 478 条の適用が明らかなが、委任については表見法理の適用が考えられる。

なお、デビットカードの不正利用については、海外 ATM における不正引出しが問題となった裁判例（東京地判平成 29 年 11 月 29 日金法 2094 号 78 頁）がある⁹⁵。事案は、偽造デビットカードによって海外 ATM から不正に預金引き出されたところ、被害にあった顧客が、カード発行銀行に対して、当該銀行が定める補償規定に基づく補償金の支払いを求めたというものである。

裁判所は、デビットカードに対する預金者保護法の直接または類推適用を否定し、また、暗証番号を用いてカードが不正使用された場合には補償の対象としない旨を定める免責約款の有効性を認めた⁹⁶。

本稿との関係で着目すべきは、本件デビットカードの利用は、海外 ATM を通じた現地通貨の購入であって、預金の払戻しには該当しないこと⁹⁷、むしろ、国際ブランドのデビットカードが「加盟店で利用されたケース」であると認定されたことである⁹⁸。国際ブランドのデビットカードの場合には、国際ブランドカード会社を経由するか否かという相違はあれども、ジェイデビットカードの場合と同様、加盟店からの通知を受けたカード発行銀行が、顧客の預金引落としと、委託された弁済として加盟店に送金を行う。換言すれば、ここでも、顧客による（国際ブランドカード会社を経由した）カード発行銀行に対する引落としの指図と、引き落としした資金による弁済を委託するという委任関係、すなわち、消費寄託契約関係に基づく行為と

94 同上。

95 本事案で問題となったデビットカードは国際ブランドのついたデビットカードである。

96 デビットカードの利用に預金者保護法の適用可能性を論じたものとして、高見澤・齋藤・野間 [2006] 46～47 頁。

97 判示によると、①会員は、現地の ATM を通じて加盟店たる現地金融機関から現地通貨を購入し、その代金の支払手段としてデビットカードを利用（暗証番号を入力）する、②加盟店は、国際ブランドカード会社を経由して取引の利用情報を金融機関に通知する、③金融機関は、通知を受領した後、会員の預金残高を確認して、当該口座から引落としをする、④加盟店から国際ブランドカード会社を経由して取引に伴う売上確定情報が金融機関に通知される、⑤金融機関は、売上確定情報に記載された宛先（加盟店または国際ブランドカード会社）宛てに、当該引落金額を送金するという流れであると説明されている。

98 前注参照。

弁済委託に関する委任関係に基づく行為があるといえる。そして、これを前提とすれば、消費寄託関係については民法 478 条が適用され、委任関係については表見法理が適用される帰結になると解される。

このような帰結に伴う留意点もある。民法 478 条と表見法理のいずれの規定のもとも弁済の有効性が認められた場合についてのみ、銀行が免責される結果となるが、例えば、債権者の帰責性の考慮といった要件で双方に差があると、民法 478 条と表見法理のいずれかの規定によってのみ銀行が免責されるという帰結が発生しかねない⁹⁹。こうした観点からは、むしろ、民法 478 条の拡大解釈による解決、反対に、表見法理の適用拡大による解決、もしくは、立法による解決を図っていくことが方向性としては示唆されることになる。

ハ. デジタルマネーの加盟店利用

デジタルマネーの利用者も、デビットカードの場合と同様に、発行者に対し、発行者に開設したデジタルマネー口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する資金の引落しを指図し、その資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務を委託していると解することができる。

デビットカードとの相違もある。すなわち、デジタルマネーの利用者は、発行者との間に金銭消費寄託契約関係はなく、もっぱら、弁済委託に関する委任関係からなっていると解される。こうした解釈に立てば、その加盟店での不正な利用については、委任関係に対する表見法理に基づく処理がなされるものと考えられ、デビットカードのような 2 つの規律の適用に伴う問題は生じない。

5. 欧米における無権限取引に関するルール

以上のわが国の分析からは、預金とデジタルマネーとでは、適用される規律が異なるということが 1 つ明らかになった。

.....
99 発行銀行のシステムに問題があった場合（自行システムの障害等）には、発行銀行の責任となる。加盟店銀行についても同様である。日本デビットカード推進協議会法務委員会〔2000g〕94～95 頁。加盟店の責任も独立した問題となりうる。デビットカードの仕組みにおいては、加盟店の利用者に対して有する債権は、債権譲渡によって消滅し、カード発行銀行と加盟店銀行間の債権債務関係に置き換わる仕組みとなっているが、加盟店は、加盟店規約すなわち銀行と加盟店の間の契約に基づき、不正者と疑われる者によるデビットカード取引の申込みを拒絶する義務を負っている。具体的には、顧客が暗証番号の入力を発行銀行所定の回数を超えて間違えた場合、明らかに偽造、変造または模造と判断されるカードを提示した場合等には、加盟店は当該顧客との取引を拒絶すべきとしており、故意または重過失にて取引拒絶を怠ったときは、カード名義人、発行銀行または加盟店銀行等に生じた損害を、不正利用者等と連帯して負担することとされている（加盟店規約 13 条）。日本デビットカード推進協議会法務委員会〔2000d〕39～40 頁。

これに対し、欧州では、決済サービス指令（Payment Service Directive: PSD）において、高水準の消費者保護、市場全体の効率性・安全性を達成する観点から、金融機関だけではなく決済サービスを提供する者一般を対象とした体系的なルールが定められている。また、米国では、消費者の決済取引か事業者の決済取引かで異なるルールが設けられているが、消費者の決済取引に関しては、金融機関だけではなく決済サービスを提供する他の業者にも同一のルールが適用されることが明らかにされている¹⁰⁰。そこで、以下では、欧米におけるルールを概観し、もって、わが国のデジタルマネーの無権限取引に関するルールの目指すべき方向性についての参考としたい。

(1) PSD——欧州の動向

イ. PSD2 の概要

PSD は、2007 年 11 月に欧州委員会によって採択され（Directive/64/EC. 以下、「PSD1」という。）、2015 年に改訂されている（以下、「PSD2」という。）¹⁰¹。さらに、2023 年には PSD2 を改訂する新たな指令（以下、「PSD3」という。）や新たな規則（Payment Service Regulation. 以下、「PSR」という。）の制定を内容とする法案が公表されており、目下、さらなる改正の動きが進展している。

PSD が制定された主な目的は、市場の参入障壁を除去し、公正な市場アクセスの保証によって競争を促進すること、決済サービスの提供や利用に際しての情報提供や権利義務に関するシンプルで完全に調和されたルールを提供することであるといわれている¹⁰²。PSD は、金融機関や電子マネー機関¹⁰³に加え、決済サービス業者（payment service provider）¹⁰⁴の 1 類型として決済サービス機関（payment institution）を設け、決済サービス機関の認可等に関するルール¹⁰⁵、決済サービス業者による利用者に対する情報提供に関するルール、決済サービスの提供および利用にかかる権

100 詳細は後掲脚注 115 とそれに対応する本文参照。なお、米国における無権限取引に関する法制度の詳細な検討として、岩原 [2003] 96～113 頁、加毛 [2017] 41～56 頁。本節の記述の多くもこれらによる。

101 両指令については、すでにわが国でも紹介されている。PSD1 について、吉村・白神 [2009]、PSD2 について、森下 [2016]。

102 森下 [2016] 18～19 頁、吉村・白神 [2009] 130～131 頁。

103 電子マネー機関とは、電子マネーの形で支払手段を発行する、EU 信用機関指令 1 条 1 項（a）が規定する信用機関以外の事業者その他の法人をいう（電子マネー指令 1 条 3 項（a））。

104 決済サービス業者とは、①銀行、②電子マネー機関、③各国法上決済サービスを行うことを認められている郵便振替機関、④決済サービス機関、⑤公的資格で行為していない場合における欧州中央銀行および各国中央銀行、⑥公的資格で行為していない場合における加盟国および加盟国の地方政府、⑦決済サービスを提供する者の少額取引であることを理由として認可に関する手続の適用除外となる者、⑧口座情報サービス業者を指す（PSD2 第 4 条（11））。

105 決済サービス機関とは、欧州域内で決済サービスを提供することについて、PSD2 のもとで認可を

利義務に関するルール等を定めている¹⁰⁶。

つづく PSD2 は、PSD1 の全体構造を維持しながら、決済指図伝達サービス（payment initiation service）や口座情報サービス（account information service）を追加することによって決済サービスの定義¹⁰⁷を拡充し、決済サービス業者の事務リスクやセキュリティリスクの管理体制の整備や、強力な顧客認証手段（strong customer authentication）¹⁰⁸の利用を義務付ける規定を設けている。

ロ. PSD2 における無権限取引に関するルールの概要

PSD2 における無権限取引に関するルールは、以下のとおりである。

決済サービス業者は、支払者による詐欺であることを疑う合理的な理由があり、かつ、それを関係する当局に書面で通知している場合を除き、支払者に対して直ちに資金を返還する義務を負う（PSD2 第 73 条 1 項）¹⁰⁹。このとき、決済取引が正しい認証に基づいて行われたこと等の立証責任は、決済サービス業者にある（同 72 条 1 項）。なお、決済サービス利用者は、無権限取引が行われたことを知った後に不当な遅滞なく（最長で引落日から 13 ヶ月を超えない範囲で）決済サービス業者に通知をしなければ、無権限取引にかかる保護を受けることができない（同 71 条 1 項）。

もっとも、カード等の支払手段の紛失・盗難等による無権限取引については、支払者は 50 ユーロ¹¹⁰を上限に損失を負担しなければならない（同 74 条 1 項第 1 文）。ただし、それらが支払者の取引前に察知しえないものである場合（支払者が詐欺的

得た者と定義されている（PSD2 第 4 条（4））。PSD2 では、決済サービス機関となるために必要な、所管当局への認可申請に必要な各種事項、自己資本や資金の管理に関する規制が設けられている。詳細は、森下 [2016] 22 頁。

106 詳細は、吉村・白神 [2009] 131～163 頁、森下 [2016] 20～27 頁。

107 PSD2 では、決済サービスとは、PSD2 別添（Annex I）に列挙された事業活動を指すと定義されており、次の 8 つの取引が列挙されている。①決済取引のために利用者が有している口座（決済口座）への現金の入金サービスや決済口座に関する事務処理、②決済口座からの現金の出金サービスや決済口座に関する事務処理、③決済口座にある資金を用いた決済取引（受取人の指図による口座引落とし、カード等を用いた決済取引、口座振込）の実行、④利用者に対する与信により供与される資金を用いた決済取引の実行、⑤決済手段の発行や決済取引のアクワイアリング業務、⑥送金（口座を利用しない資金移動）、⑦決済指図伝達サービス、⑧口座情報サービス。このうち、⑦および⑧は、PSD2 で追加された内容である。

108 詳細は、後掲脚注 111 およびそれに対応する本文参照。

109 なお、PSD1 および PSD2 を国内法化しているドイツにおいては、民法（Bürgerliches Gesetzbuch: BGB）において、無権限者によるキャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、インターネット・バンキングの ID 等が不正使用された場合には、決済業者は顧客に対して費用償還請求ができないとされている。これは、従来の判例通説が委任法モデルと呼ばれる、キャッシュレス決済方法を巡る当事者間の法律関係をいわゆる有償委任契約（BGB675 条の事務処理契約）と性質決定しこれに基づく処理を行う原則に基づくものと説明されている。川地 [2019] 162、148 頁。

110 PSD1 では 150 ユーロとされていたが（PSD1 における 61 条 1 項）、PSD2 で 50 ユーロに引き下げられた。

に行為した場合を除く)、または、決済サービス業者の従業員等の作為あるいは不作為によって紛失が発生した場合には適用されない (同 74 条 1 項第 2 文)。さらに、支払者の詐欺的行為または故意または重過失による義務違反に基づく無権限取引については、支払者は全損失を負担しなければならない (同 74 条 1 項第 3 文)。

以上に加えて、決済サービス業者には、強力な顧客認証手段の採用が義務付けられている¹¹¹。強力な顧客認証手段とは、①利用者のみが知っているもの、②利用者のみが保有しているもの、③利用者が生まれつき備えているもの、のうちの 2 つ以上を組み合わせたものをいう (同 4 条 30 項)。そして、支払者について決済口座へのオンラインでのアクセス、電子的な決済取引の開始、詐欺等のリスクを伴うリモート・チャンネルを通じた何らかの措置がとられる場合には、決済サービス業者は強力な顧客認証手段を用いなければならない (同 97 条 1 項)。決済サービス業者が強力な顧客認証手段を採用していなかった場合には、支払者は、詐欺的に行為した場合を除き、損失について義務を負わない (同 74 条 2 項)。

以上は PSD2 の内容であり、今般改正が提案されている法案によると、PSD2 は、国内法化の必要がある指令 (directive) の形式を維持した PSD3 と、国内法化の必要のない規則 (regulation)¹¹² である PSR への分離が予定されている。その主な理由は、EU 域内のルールとの調和とエンフォースメントの強化にあり、決済取引に関する多くの規定は規則へ移行することが提案されている¹¹³。また、なりすましによる不正送金への対応として、新たな認証手段と損失負担ルールの導入も提案されている¹¹⁴。

(2) 米国の制度枠組み

米国では、消費者の決済取引には、連邦法である電子資金移動法 (Electronic Fund Transfer Act: EFTA) が適用される。事業者の決済取引には州法が適用され、米国統一商事法典 (Uniform Commercial Code: UCC) 第 4A 編がそのモデル法となっている。

EFTA の規制対象は、金融機関とされている。このため、同法が、個人間資金移動

.....
111 強力な顧客認証手段の制定の経緯については、松尾 [2019] 353～358 頁。

112 規則は、加盟国における国内法化を経ることなく直接適用される強い拘束力を持つ。欧州共同体設立条約 249 条。

113 European Commission [2023]. 無権限取引に関するルールはすべて規則に移行する予定である。See Annex 3 of COM(2023)366 final, Annexes 1 to 3, to the Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on payment services and electronic money services in the Internal Market amending Directive 98/26/EC, and repealing Directives 2015/2366/EU and 2009/110/EC.

114 IBAN (International Bank Account Number) 認証と呼ばれるものであり、銀行等が発行する特定の銀行口座を指す IBAN コードを用いた送金方法である。

業者に対しても適用されるのかは定かではなかったが、2021 年 12 月に、同法の行政的権限を有する消費者金融保護局（Consumer Financial Protection Bureau: CFPB）によって、その適用が肯定されることとなった¹¹⁵。以下では、消費者の決済取引に関するルールである EFTA の概要を整理する。

イ. EFTA の概要

EFTA は消費者保護法としての性格を有し、電子資金移動（electronic fund transfer）に関する消費者の権利義務を包括的に規定するものといわれている¹¹⁶。EFTA を実施するために連邦準備銀行によって制定された連邦規則は、レギュレーション E と呼ばれる。

電子資金移動とは、小切手、手形、その他類似の書面により開始される取引を除き、電子的な端末、電話機、コンピューター、磁気テープにより開始されるあらゆる資金の移動であって、金融機関に口座からの引落または口座への預入れを命じ、指示し、授権するものをいう（15U.S.C. §1693a(6), Regulation E §205.3(b)(1)/12 CFR 1005.3(b)(1)）。電子資金移動の定義を満たす個人間決済またはモバイル決済は、EFTA およびレギュレーション E の対象となる¹¹⁷。

ロ. EFTA における無権限取引に関するルールの概要

無権限電子資金移動（unauthorized electronic fund transfer）とは、ある消費者の口座から、当該消費者以外の者が取引開始について現実の授権を受けることなく開始した資金移動であって、当該消費者が何らの利益を受けないものをいう（15U.S.C. §1693a(12), Regulation E §205.2(m)/12 CFR 1005.2(m)）¹¹⁸。

消費者は、原則として、無権限電子資金移動について責任を負わず、同法に定められる要件を満たした場合のみ責任を負う（15U.S.C. §1693g(a)）。その要件とは、第 1 に、当該取引に用いられたカードその他の口座利用手段（means of access, access device）が、消費者によって承認されたものであること、第 2 に、口座利用手段の発行者たる金融機関が、当該利用手段を利用する消費者の利用権限を確認するための手段を提供していること、第 3 に、金融機関が一定の情報を提供していることである（15U.S.C. §1693g(a), Regulation E §205.6(a)/12 CFR 1005.6(a)）。以上の要件の充足については、消費者の責任を追及する金融機関が証明責任を負う（15U.S.C.

.....
115 CFPB の公表資料（Coverage: Financial Institutions: Q&A2）参照（<https://www.consumerfinance.gov/compliance/compliance-resources/deposit-accounts-resources/electronic-fund-transfers/electronic-fund-transfers-faqs/#coverage-financial-institutions>）。

116 加毛 [2017] 41 頁。

117 例えば、デビットカード、Automated Clearing House（小口振込のための銀行口座を用いた送金）、プリペイド口座、および、消費者口座に対する、または、消費者口座からのその他の電子送金を含む資金移動に適用される。前掲脚注 115 資料（Coverage: Transactions: Q&A1）参照。

118 訳については、加毛 [2017] 41 頁によっている。

§1693g(b))。

消費者の責任については、消費者が、口座利用手段の紛失・盗難等の無権限電子資金移動に関する事実をどの程度迅速に金融機関に知らせたのかによって、異なる上限が定められている（15 U.S.C. §1643g(a), Regulation E §205.6(b)/ 12 CFR 1005.6(b)）¹¹⁹。まず、口座利用手段の紛失・盗難を知って2営業日以内に通知を行った場合には、責任の上限額は50ドルとなる。通知以前に生じた無権限資金移動の金額が50ドルよりも少ない場合には、当該金額を損失として負担すれば足りる。次に、口座利用手段の紛失・盗難を知って2営業日以内に通知を行わなかった場合には、責任の上限額は500ドルとなる。さらに、金融機関から消費者に送付される期間計算書に無権限資金移動があったことが記載されていた場合には、消費者は、当該送付を受けた日から60日以内に通知を行わなければ、無権限資金移動について無制限の責任を負担する¹²⁰。反対に、通知をしていれば消費者は責任を負担しない。当該規定は、口座利用手段の紛失・盗難を前提としない場合にも適用される¹²¹。

6. おわりにかえて

(1) デジタルマネーの不正取得と民法478条による規律と表見法理

本稿では、資金移動業者が提供するデジタルマネーを対象として、その無権限取引がなされた場合の損失負担に関する規律を明らかにするため、利用者と発行者間の契約関係の法的性質に着目し、民法478条の適用の有無を中心に検討を行った。その主な帰結は以下のとおりである。

(払戻しのケース)

デジタルマネーの払戻しには2つの態様があった。第1の態様は、現金の払戻しであった。デジタルマネーの利用者は、委任事務にかかる前払資金の返還請求権を有しており、この権利行使に対する払戻しは、債務の弁済に該当するとして、民法478条が適用される余地があることを示した。

このとき、民法478条が適用される要件としては、判例・通説によれば、債務者（発行者）の善意・無過失のみが求められた。これに対し、有力学説すなわち民法

.....
119 PINの保管に関する消費者の過失は、責任の上限に影響しないといわれている。

120 Regulation E §205.6(b)(3) / 12 CFR 1005.6(b)(3).

121 これらの適用関係の帰結は、加毛〔2017〕49～50頁の表が詳しい。

478 条の要件として債権者の帰責性も考慮する立場があったが、この立場からは、預金者保護法も民法 478 条を適用する枠組みとの評価が可能であった。一般論としては、発行者の過失のみによって発行者の免責の可否を判断するよりは、債権者の帰責性も考慮する方が、より公平で肌理細やかな処理を実現しうると考えられる。また、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引き上げるインセンティブ付けにもつながり、損害自体の発生予防にも資すると考えられる。しかし、個別の過失認定を行う社会的なコストも高く、発行者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方が無権限取引を防止するインセンティブを有する制度の検討の必要性が導かれた。

払戻しの第 2 の態様は、銀行口座を用いた払戻しであった。この場合には、ATM が用いられる限り、預金者保護法が適用されると考えられた。もっとも、当該帰結の妥当性、銀行と発行者の責任分担は、別途、問題となりうることも明らかになった。

(送金のケース)

デジタルマネーの不正送金については、まず、預金についても明らかではなかった振込・送金と払戻し、振込・送金と民法 478 条の関係について整理を行った。実務では、振込・送金と払戻しを区別しない扱いが一般であるが、理論的には区別されるべきことを再確認した。デジタルマネーには消費寄託契約関係が含まれないという解釈からは、受取人への送金は、委任関係に基づく委任事務の履行であって、債務の弁済ではなく、民法 478 条の適用は困難と考えられること、表見法理の適用可能性のみとなることを示した。

(加盟店利用のケース)

加盟店利用のケースの法律構成を送金と同視するならば、その帰結も送金に準じると考えられた。これに対し、加盟店と発行者の関係が、個別の契約関係（加盟店規約等）に則って規律づけられている場合には、若干異なる説明となった。ここでも預金を前提としながら、発行者・利用者間、発行者・加盟店間に契約関係があるデビットカードの仕組みを参考とした分析を行ったところ¹²²、利用者とカード発行銀行の間には、預金契約関係すなわち消費寄託契約関係に加えて、利用者は、カード発行銀行に対し、その預金口座から、加盟店との間における売買取引債務に相当する金額を引き落とすよう指図し、引き落とされた資金によって当該売買取引債務を弁済するという事務の委託という委任契約関係があると解された。そして、デビットカードの不正な加盟店利用のうち、民法 478 条の適用がありうるのは、引落

.....
122 第三者発行型前払式支払手段（とくに支払委託構成）については、当該構成が妥当するものと考えられる。

指図に関する部分であり、弁済委託に関する部分については表見法理が適用されたと考えられた。こうした分析に準じて考えるならば、デジタルマネーの利用者と発行者との間は、もっぱら、委任契約に基づく前払資金を用いた弁済の委託のみがあるため、これには表見法理が適用されると考えられた。

(2) 若干の考察

デジタルマネーにとって、預金の不正払戻し等に関する判例・議論の集積は一定程度参考としうるが、消費寄託契約を含む預金とそうではないデジタルマネーとは、適用される規律に違いがある。また、不正取得されたデジタルマネーについても、その利用態様、すなわち、払戻し、送金、加盟店利用かによって、適用される規律が異なりうる。その結果、民法 478 条の適用において債権者の帰責性を考慮する立場にたつ場合を除いては、表見法理のもとでは、債権者には帰責性がなく無効とされる行為でも、民法 478 条のもとでは有効であるとされる結果が生じうる¹²³。取引の法的性質の差異に基づき、適用される規律にも差があることが理論的には明らかになったが、不正取得に起因した損失分担を定める規律における差の合理的な説明は困難なように思われる。とくに、経済的には同等の取引において適用される規律に差があること、債権者の帰責性を考慮することなく損失分担を決する規律が適用される余地が一方のみに存在するということは、利用者保護の観点からはもちろん、決済サービスの提供者間のイコール・フットイングを図る観点でも妥当ではないと考えられる。

こうした考えからは、デジタルマネー、あるいは、決済サービス一般について、立法による一貫した規律を定めることも検討に値すると思われる¹²⁴。決済サービスを提供する者が多様化し、また、2023 年 4 月に解禁されたデジタルマネーの賃金払いといった決済サービスの普及も進むなか、消費者の保護を図り、かつ、決済サービスを提供する者の間でのイコール・フットイングを図ることの必要性は、PSD が導入された欧州とわが国とで異なるところはない。

では、どのような損失負担ルールとすべきか。以上で検討した民法 478 条および表見法理はいずれも過失を基礎とした損失分担ルールであった。発行者だけでなく利用者の過失も損失分担のルールの考慮要素とすることは、より公平で肌理細やかな処理の実現につながるが、過失認定を伴う個別処理は訴訟コスト等が極めて高

123 預金について、こうした指摘を行っていたものとして中舎 [1997] 65 頁。

124 青木 [2018] 15～16 頁は、欧米やシンガポールですでに整備されている補償制度とわが国の司法による救済とでは、前者の方が発行者過失を必要としない点や、因果関係や過失相殺が問題とされない点で利用者に有利であり、高度化する支払方法から生じた損失分担については補償制度の導入による解消が望まれるとしている。

い。預金についての損失負担ルールは、銀行が自らの無過失かつ預金者の過失・重過失を証明した場合には、預金者が発生した損失を負担するという過失責任主義に基づくルールであると評価したうえで、過失認定を伴う規律は損失分担ルールとして必ずしも望ましいとはいえないとの指摘も存在する¹²⁵。また、偽造、盗難、紛失といった無権限取引の原因となる事由に応じたルールとすることも、訴訟コストの増加を招くとも指摘する¹²⁶。過失を損失負担の要件とすることで損失の発生予防のインセンティブを付与する制度設計は有用であるものの、過失認定を前提とすることには弊害があるといえる。

その意味では、預金者保護法のように法定の損失補填請求権による処理を選択することには一定の合理性が認められる。ただし、債権者の過失を一切要件として求めないことは、利用者の ID・PW の管理に関する注意レベルの引上げといったインセンティブ付けもないことになる。

事業者・利用者の帰責性を公平に考慮しながら、双方に無権限取引を防止するインセンティブを付与する制度が望ましい。銀行と預金者の間の損失負担についてではあるが、Cooter and Rubin [1987] は、消費者の決済取引に関する損失負担ルールを分析したものである。そこでは、損失分散、損失削減、損失賦課の観点から、銀行しか損失を回避するための対策をとれない場合には銀行がすべての損失を負担し、預金者しか損失を回避するための対策をとれない場合には預金者がすべての損失を負担すべきであるが、銀行と預金者の双方が損失を回避するための対策をとりうる場合には、一定額までは預金者が無過失責任で損失を負担し、一定額以上については銀行が無過失責任で損失負担をするルール（capped consumer liability rule）が望ましいと主張されている¹²⁷。また、森田・小塚 [2008] は、不法行為法の経済分析の文脈ではあるが、過失責任ルールは、望ましい行動の決定を行為者ではなく裁判所が行うルールと捉える。そのうえで、望ましい行動についての情報を裁判所よりも行為者の方が安価に収集できる場合には、自らの行為によって発生した損害を内部化するルールである無過失責任ルールの方が、望ましい行動を行為者自身が判断し採用することになるため、抑止（望ましい行動を惹起するためのインセンティブの決定）効果という観点では好ましいとする¹²⁸。

この点、欧州の PSD は、無権限取引を知った支払者からの通知後に生じた無権限取引については支払者に損失負担を求めない一方で、通知をしなかった場合には損失負担を求めている。これは、支払者に迅速な通知を行わせることを通じて、損

125 大川・吉村 [2010] 17～18 頁。

126 大川・吉村 [2010] 34 頁注 113。

127 Cooter and Rubin [1987] p. 90.

128 森田・小塚 [2008] 17 頁。こうした観点からは、預金者保護法は、裁判所における重過失の認定を通じて、望ましい行動の決定（構築されるべきシステムについての判断）を裁判所に委ねているが、裁判所にそうした能力があるかにつき再検討の余地を指摘している。小塚・森田 [2018] 45～46 頁。

失発生を予防するインセンティブを付与する設計といえる。他方で、カード等の紛失・盗難に基づく無権限取引の場合には、支払者 50 ユーロを上限とした損失分担が求められており、さらに、支払者に明らかな帰責性が認められる場合、すなわち、許害の意図に基づく行為、または、故意もしくは重過失による義務懈怠によって無権限取引が生じた場合には、支払者がすべての損失を負担するものとなっている。さらに、以上のケースには該当しない無権限取引、すなわち、決済サービス業者側の過失に基づき無権限取引が生じた場合には、決済サービス業者が損失を負担するものとなっている。以上を総括すれば、PSD の制度枠組みは、一般的には、支払者に早期の通知を促すことによって無権限取引の発生の予防を期待する（条件付きの業者に対する無過失責任ルール）一方で、支払者にその発生の防止を期待できる紛失・盗難に基づく無権限取引については、一定金額を上限とした損失分担を課す（支払者に対する無過失責任ルール）、支払者・決済サービス業者のいずれかに明らかな過失が認められるケースでは過失責任ルールを採用するものといえる¹²⁹。

米国の EFTA も、消費者に早期の通知を行わせるインセンティブを付与する設計である¹³⁰ という点では欧州の PSD と同様といえよう。原則として、消費者は無権限取引について責任を負わず、責任を追及するための要件充足につき証明責任を負うのは金融機関にあることも、欧州 PSD と同様といえる。ただし、米国の EFTA では、紛失・盗難を知って 2 営業日以内に通知を行った場合の責任の上限額は 50 ドル、行わなかった場合の責任の上限額は 500 ドルという点は欧州 PSD と大きく異なっている。

消費者に通知のインセンティブを付与するための損失負担の上限や、損失負担を免れるために必要な通知を行う期間についても、欧州と米国の間でも差があり、その具体的な設計については、より精査が必要といえる。

(3) 今後の課題

冒頭述べたとおり、不正利用のケースはこれに限られたものではない。デジタルマネーのうち、クレジットカードを用いてチャージ（入金）するタイプのもの¹³¹ による不正利用を規律するルール、とりわけ損失分担に関するルールを明らかにすることも検討課題の 1 つであると考えられる¹³²。さらには、欧州の PSD をはじめと

129 森田・小塚 [2008] 18 頁は、現代社会における過失責任ルールから無過失責任ルール（ないし中間責任ルール）への移行の拡大は、被害者の損害填補の要請の拡大というよりはむしろ、適切なインセンティブ設定の要請の拡大ということから合理的に説明されるとする。

130 Cooter and Rubin [1987] pp. 100, 115–116. もっとも、紛失・盗難を知って 60 日以内に通知をしなかった場合には、顧客に上限なく損失負担させることは適当ではないとも指摘されている。

131 こうしたタイプの法律関係を整理した文献として、内山・石岡 [2025] がある。

132 クレジットカードの不正利用については、ガイドラインの策定・公表がなされている（クレジット

する取組みから明らかのように、銀行が提供する従来からの決済サービスだけではなく、新たな決済サービスの提供者も広く対象¹³³とするルールを体系的に整備していくことは、決済サービス市場の適正な発展、利用者の保護を図るうえで必須の課題といえる。

また、本稿はデジタルマネーの不正取得に起因して発生した損失の分担を分析したが、そのほかにも、システム障害、例えば、発行者等に起因するプログラムのエラーによるもの、第三者のサイバー攻撃によるもの、自然災害等に起因した損失の発生も想定しうる。実務上は、利用規約等において、こうしたケースを想定した発行者の免責条項（システム障害発生時にサービスの提供を中止・中断しても、それによって利用者に生じる損失の責任を負わない等）が設けられることがある。こうした免責条項の有効性の判断は、本稿の検討枠組みの外にあるが¹³⁴、発行者の義務内容の明確化によって免責基準を明らかにしておくという方向性もありうる。この点、国際的な議論においてシステム運営者についての義務の内容、免責基準を定めたものが参考になるだろう¹³⁵。

取引セキュリティ対策協議会 [2023])。加盟店は、不正利用防止措置として、3D セキュア（クレジットカード会社での認証を行う本人認証サービス）の導入が求められている。こうした強力な顧客認証手段の普及には限界がある旨指摘するものとして、松尾 [2019]。

133 前掲脚注 104 参照。

134 全面的な免責を認める条項は、故意または重過失のある事業者の免責も認めるものであり、当事者の衡平を著しく害し、その有効性に疑義がある。

135 システム運営者の義務および免責基準の内容を検討する手がかりとして、UNCITRAL（The United Nations Commission on International Trade Law）アイデンティティ・マネジメント・モデル法やケープタウン条約がある。アイデンティティ・マネジメント・サービスとは、オンラインでの電子取引を念頭に、アイデンティティ（特定の者を他と区別できるような属性の集合）をオンラインで管理する仕組みのことであり、同モデル法では、アイデンティティ・マネジメント・サービス提供者の義務の内容を定めている。

また、ケープタウン条約では、国際登記簿システムの過誤・故障による損害に対する登録機関の賠償責任が定められている。この点、例外として、電子登録簿の設計および運用にかかるベスト・プラクティスを採用していたとしても回避できない故障に起因する損害については免責される旨が規定されており、参考となる。

参考文献

- 青木浩子、「電子マネー不正使用金返還請求事件（東京高判平成 29・1・18 金法 2069 号 74 頁）——モバイル決済・クレジットカード払いの事例」、『NBL』1132 号、15～26 頁、2018 年
- 池田眞朗、「民法 478 条の解釈・適用論の過去・現在・未来」、『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科編』、慶應義塾大学法学部、1990 年、315～351 頁
- 石田祐介、「『偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律』の概要」、『NBL』818 号、2005 年、20～27 頁
- 板倉陽一郎・間形文彦・藤村明子・亀石久美子、「インターネット上の金融関係サービスにおける本人確認義務及び本人みなし条項の民事的考察」、『情報処理学会研究報告』Vol. 2021-EIP-91 No.8、2021 年、1～6 頁（https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&ved=2ahUKEwi9lbK5h-uEAXW-hq8BHUKhDhEQFnoECBMQAQ&url=https%3A%2F%2Fipsj.ixsq.nii.ac.jp%2Ffej%2F%3Faction%3Drepository_uri%26item_id%3D209404%26file_id%3D1%26file_no%3D1&usq=AOvVaw38B2ZpF1d8jzjIPdU6e0mh&opi=89978449、2024 年 7 月 1 日）
- 岩原紳作、『電子決済と法』、有斐閣、2003 年
- 岩本秀治・辻 松雄、「盗難通帳およびインターネット・バンキングによる預金の不正払戻しに対する自主的な取組み」、『金融法務事情』1831 号、2008 年、25～32 頁
- 臼井 豊、「他人へのなりすまし取引と表見代理類推適用論——電子取引と立法化を視野に入れて——」、『立命館法学』357・358 号、2014 年、57～76 頁
- 内山理映子・石岡佑太、「前払式支払手段をクレジットカードにより購入（チャージ）した場合の法律関係の整理」、『金融研究』第 44 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2025 年、89～114 頁
- 大川昌男・吉村昭彦、「預金の不正払戻しに関する個人預金者と銀行との間の損失分担ルールについて——ハードローとソフトローの協働——」、『ソフトロー研究』15 号、2010 年、1～40 頁
- 沖野眞巳、「個人向けのインターネット・バンキング・サービスにおける不正送金にかかる金融機関の責任範囲——ソフトローおよび裁判事例を踏まえて」、『金融法務研究会第 2 分科会報告書「金融商品・サービスの提供、IT 技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題」』、金融法務研究会報告書（30）、全国銀行協会、2017 年、1～39 頁
- 加毛 明、「欧米におけるインターネット・バンキングの無権限取引に関する金融

- 機関の責任範囲」、『金融法務研究会第2分科会報告書「金融商品・サービスの提供、IT技術の進展等による金融機関の責任範囲を巡る諸問題」』、金融法務研究会報告書（30）、全国銀行協会、2017年、40～86頁
- 河上正二、『民法総則講義』、日本評論社、2007年
- 川地宏行、「ドイツ民法における決済サービス規定の改正と判例学説」、千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整——横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて——』、民事法研究会、2019年、147～178頁
- 神田秀樹・森田宏樹・神作裕之編、『金融法概説』、有斐閣、2016年
- 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ、「偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ報告書～偽造・盗難キャッシュカード被害発生の予防策・被害拡大の抑止策を中心として～」、金融庁、2005年（<https://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/ginkou/f-20050624-4/01.pdf>、2024年7月1日）
- キャッシュレス推進協議会、「コード決済における不正利用に関する責任分担・補償等についての規定事例集（利用者向け利用規約）」、キャッシュレス推進協議会、2019年（https://paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/Casebook_User_Compensation_Terms.pdf、2024年7月1日）
- 金融審議会、「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告」、金融庁、2019年（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf、2024年7月1日）
- クレジット取引セキュリティ対策協議会、「クレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】」、経済産業省・一般社団法人日本クレジット協会、2023年（https://www.j-credit.or.jp/security/pdf/Creditcardsecurityguidelines_4.0_published.pdf、2024年7月1日）
- 経済産業省、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」、経済産業省、2022年（https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/20220401-1.pdf、2024年7月1日）
- 小塚莊一郎・森田 果、『支払決済法（第3版）』、商事法務、2018年
- 今野雅司、「近時の不正出金事案と金融機関の対応」、『金融法務事情』2149号、2020年、6～15頁
- 笹川豪介、「ドコモ口座事案に係る諸問題——金融実務に関わる論点を中心に——」、『金融法務事情』2150号、2020年、16～23頁
- 潮見佳男、『新債権総論Ⅱ』、信山社、2017年
- 、『プラクティス民法 債権総論（第5版補訂）』、信山社、2020年
- 篠塚昭次・柳田幸男、「準占有と代理資格の詐称」、『判例タイムズ』139号、1963年、2～7、21頁
- 全国銀行協会、「預金等の不正な払戻しへの対応について」、全国銀行協会、2008年、（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/n2933/>、2024年7月1日）

- 、「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方について」、全国銀行協会、2014 年（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/n3349/>、2024 年 7 月 1 日）
- 、「インターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しについて」、全国銀行協会、2016 年（<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2016/n6389/>、2024 年 7 月 1 日）
- 総務省・警察庁・経済産業省、「報道資料 不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況（別紙）」、総務省、2024 年（https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02cyber01_04000001_00279.html、2024 年 7 月 1 日）
- 高見澤昭治・齋藤雅弘・野間 啓、『預金者保護法ハンドブック』、日本評論社、2006 年
- 田村裕子、「チャージ型決済の実現方法とそのセキュリティについて」、『金融研究』第 41 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2022 年、57～94 頁
- 中央銀行預金を通じた資金決済に関する法律問題研究会、「取引法の観点からみた資金決済に関する諸問題」、『金融研究』第 29 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2010 年、105～160 頁
- デジタルマネーの私法上の性質を巡る法律問題研究会、「デジタルマネーの権利と移転」、『金融研究』第 43 巻第 1 号、日本銀行金融研究所、2024 年、1～48 頁
- 電子マネーに関する勉強会、「電子マネーの私法的側面に関する一考察：『電子マネーに関する勉強会』報告書」、『金融研究』第 16 巻第 2 号、日本銀行金融研究所、1997 年、1～45 頁
- 土肥里香、「コード決済の不正利用と補償」、『金融法務事情』2133 号、2020 年、46～51 頁
- 中田裕康、「銀行による普通預金の取引停止・口座解約」、『金融法務事情』1746 号、2005 年、16～23 頁
- 中舎寛樹、「表見代理と民法 478 条の機能的関係」、『民法における「責任」の横断的考察（伊藤進教授還暦記念論文集）』、第一法規出版、1997 年、59～91 頁
- 、「インターネットバンキング・サービスにおける不正振込送金と銀行の免責」、『金融法務事情』1812 号、2007 年、11～14 頁
- 夏井高人、「本人認証」、松本恒雄・齋藤雅弘・町村泰貴編『電子商取引法』、勁草書房、2013 年、76～116 頁
- 日本デビットカード推進協議会法務委員会、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（1）」、『金融法務事情』1573 号、2000 年 a、12～15 頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（2）」、『金融法務事情』1576 号、2000 年 b、49～55 頁

- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（３）」、『金融法務事情』1579号、2000年c、39～45頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（４）」、『金融法務事情』1580号、2000年d、36～43頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（５）」、『金融法務事情』1583号、2000年e、46～53頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（６）」、『金融法務事情』1585号、2000年f、18～23頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（７）」、『金融法務事情』1586号、2000年g、92～96頁
- 、「『デビットカード』の仕組みおよびその法的枠組みの概要（８）」、『金融法務事情』1587号、2000年h、52～56頁
- 能見善久・山下純司、「非対面取引——インターネット・バンキングを中心に」、『金融法務研究会第2分科会報告書「銀行取引をめぐる消費者保護の現代的展開」』、金融法務研究会報告書（15）、全国銀行協会、2008年、57～70頁
- 原 司、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第4条の要件の検討：債権の準占有者に対する弁済における『債権者の帰責事由』考」、『判例タイムズ』1320号、2010年、5～25頁
- 福岡真之介、「プラットフォーム運営実務の視点から」、『NBL』1184号、2020年、34～36頁
- 堀 天子、『実務解説 資金決済法〔第5版〕』、商事法務、2022年
- 前田 庸、『銀行取引』、弘文堂、1979年
- 松尾健一、「『強力な顧客認証手段』とクレジットカードの不正利用に係る損失の負担——当事者のインセンティブの観点から」、千葉恵美子編『キャッシュレス決済と法規整』、民事法研究会、2019年、345～359頁
- 森下哲朗、「PSD2（欧州の決済サービス指令2）の概要——我が国の決済法制への示唆——」、『金融法務事情』2050号、2016年、18～27頁
- 森田 果・小塚莊一郎、「不法行為法の目的——『損害填補』は主要な制度目的か」、『NBL』874号、2008年、10～21頁
- 森田宏樹、「振込取引の法的構造——『誤振込』事例の再検討——」、中田裕康・道垣内弘人編『金融取引と民法法理』、有斐閣、2000年、123～198頁
- 、「窃取した他人の預金通帳・印鑑を用いた無権限者による振込によって普通預金口座の名義人に帰属した預金債権の払戻請求と権利濫用による制限」、『金融法務事情』1844号、2008年、7～10頁
- 安平武彦、「インターネットバンキングによる不正送金と銀行の責任」、『金融・商

- 事判例』1636号、2022年、20～27頁
- 山口 明・名藤朝気、「預金等の不正引出リスクと今後の予防および活用可能性」、『金融法務事情』2189号、2022年、20～32頁
- 山田誠一、「偽造キャッシュカード・盗難キャッシュカードとATMからの払戻し」、『金融法務事情』1746号、2005年、53～61頁
- 、「弁済一主に債権の準占有者への弁済と弁済による代位」、『金融法務事情』1874号、2009年、35～40頁
- 吉村昭彦・白神 猛、「欧州における決済サービスの新たな法的枠組み：決済サービス指令の概要」、『金融研究』第28巻1号、日本銀行金融研究所、2009年、119～172頁
- 我妻 栄、『新訂 債権総論』、岩波書店、1964年
- 渡邊博己、「インターネットバンキングによる無権限振込指図と損失分担——サービス提供金融機関の免責法理との関係から」、『京都学園大学経済経営学部論集』7巻、2018年、49～66頁
- 、「インターネットバンキングによる無権限振込指図とサービス提供金融機関の免責」、『銀行法務21』843号、2019年、34～41頁
- Cooter, Robert D., and Edward L. Rubin, “A Theory of Loss Allocation for Consumer Payments,” *Texas Law Review*, Vol.66, 1987, pp. 63–130.
- European Commission, Modernising Payment Services and Opening Financial Services Data: New Opportunities for Consumers and Businesses, European Commission, 2023 (available at https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_3543、2024年7月1日).